

23. 社会的養護

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援をすることをいう。つまり、家族の子育てに対する負担を軽減することを目的に、家族から分離して子どもを養育することであり、代替養育（Alternative care）ともいわれる。

1. 社会的養護の利用～日本における児童保護システム

社会的養護は、原則として児童福祉法 27 条第 3 項に基づいて児童相談所によって行われる行政措置であり、養育費用を含め社会の責任において実施される。ただし親権者の同意が必要であり、同意がない場合、児童相談所は児童福祉法第 28 条に基づき家庭裁判所に施設等措置の承認の申し立てを行い、承認される必要がある。

上述の通り、児童相談所を介さなければ社会的養護をうけることはできない。社会的養護の必要性が疑われる子どもを児童相談所が認知するには、主に次の 4 つの経路がある。

- ① 家族が児童相談所に子どもの養育の困難を訴える場合。
- ② 子ども本人が直接児童相談所に虐待を訴える場合
- ③ 近隣・保育所・学校・医療機関等の地域機関から、児童相談所に虐待を疑う通告があった場合。
- ④ 警察が DV の目撃や身体的虐待等により子どもの安全が脅かされていることを認知したり、子どもの非行があったりするために子どもを児童相談所に送致した場合。

児童相談所が子どもと家族の分離を判断する基準は一様ではないが、子どもの身体的な安全が脅かされており緊急性の高い場合、児童相談所は家族の同意を得ることなく子どもを一時保護することができる。期間はおよそ 2 か月を原則とし、家族機能の調査が行われ、社会的養護の必要性について検討される。

2. 社会的養護の原理

社会的養護のあり方について以下のような方向性が示されている。

1) 家庭養育と個別化

かつては多数の子どもが集団生活することを前提とし、必然的に集団管理的な養育が展開されていたが、2016 年の児童福祉法改正により、子どもの権利条約の精神にのっとり適切に養育されることが明示された。実家庭支援の充実や家庭養育が優先され、子どもの個性に応じた養育を受けることで安心した生活を実現しなければならない。

2) 発達の保障と自立支援

すべての子どもは発達過程にあるという認識にたち、最終的には家族と一定の心理的距離をとりながら自らの主体性に基づいて社会で生活できるように成長する必要がある。子どもを育てる社会的養護の重要な役割である。

3) 回復をめざした支援

社会的養護を受ける前は、家族と一緒に生活できないほどの不適切な養育環境におかれていた子どもが多く、その傷つきから回復できるよう支援される必要がある。

4) 家族との連携・協働

社会的養護をうけることで、物理的に家族と離れた生活空間が提供されるが、心理的に家族のつながりが絶たれるわけではない。結果として不適切な養育をしてしまう家族の生きづらさに寄り添い、家族が子どもの育ちを支えられるよう支援することが重要である。

5) 継続的支援と連携アプローチ

児童福祉法に基づいた支援は原則として満18歳で区切りを迎える。社会的養護を受けられなくなった後の子どもの支援（アフターケア）や、施設外の支援者とのパートナーシップによる子どもの支援ネットワークを構築しなければならない。

6) ライフサイクルを見通した支援

社会に自立したあとも、結婚・出産・子育て等人生上の節目をともに喜びんだり悲しんだりする支援者のあり方が求められる。

3. 社会的養護における養育形態の違いとそれぞれの特徴

社会的養護として様々な養育形態があるが、それぞれの特徴があり、子どもの安全・安心の確保と自立の促進にむけた養育形態の選択が重要となる。

1) 地域との関わりがある養育形態

①生活環境に家族機能がある養育形態

家族構造が生活環境に内包され、地域の中に家庭として存在している養育形態である。子どもは子どもの家族（原家族）とは異なる家族と生活する。子どもによっては原家族とは違う生活文化や関係性に戸惑い、情緒的な混乱を来すこともある。

- ・ 養育里親：要保護児童を家庭で養育する委託を受けた里親。期限は原則として実親の元へ家庭復帰できるまで、あるいは18歳になるまでであり、戸籍上の養子縁組は行わない。
- ・ 専門里親：非行や障害のある子ども等一定の専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親。養育里親経験者や児童福祉分野の経験があり、専門研修を終了した里親だけが登録できる。
- ・ 親族里親：児童の親が、死亡、行方不明、拘禁、入院や疾患等の理由で養育できない場合の3親等以内の親族（祖父母、叔父、叔母など）の里親。
- ・ ファミリーホーム（小規模住居型児童養護事業）：養育里親や元児童養護施設職員等、子ども養育経験をもつ人が家庭的な生活環境で6人以下の子どもを養育する生活形態。

②生活環境に家族機能をもたない養育形態

i：子どもの人数が比較的小規模で、地域と密着している養育形態（家庭的養護（Family liked Care））

6名以下の子どもと、支援者とが地域社会の中で分散して生活する養育形態である。支援者は夫婦等の家族構造を持たず、子どもは「施設に所属している」という意識が強くなるが、原家族との関係への葛藤は施設内に家族構造がある場合と比較し比較的軽微となる。

- ・ 地域小規模児童養護施設：定員6人で地域の住宅地などにおかれるグループホーム。
- ・ 小規模グループケア：乳児院や児童養護施設内ではあるが、最大6人を原則に1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置き独立した生活環境となっているケア形態。

ii：子どもの人数が比較的多い養育形態（施設養護（Residential Care））

7人以上の集団を生活単位とし、複数の生活空間が集合した施設で生活する養育環境である。近隣の学校へ通学し、地域との交流も行われる一方で、施設内での行事等集団活動もある。職員との関わりは希薄になりやすいが、大人を怖がる子どもには過ごしや

すい面もある。

- ・ 乳児院：主に1歳未満の乳児を養育するが、必要がある場合には小学校入学以前の幼児も養育することが出来る。
- ・ 児童養護施設：1歳以上18歳未満（場合によっては20歳まで延長できる）の児を養育する。規模によって以下の3つに分類される。
 - 大舎制 1舎につき20名以上の子どもが生活する施設。
 - 中舎制 1舎につき13人～19人の児童が生活する施設。
 - 小舎制 1舎につき12人までの児童が生活する施設。

2) 地域から遮断されている養育形態

生活環境に学校を併設し敷地内から出ないことにより、非行への誘いやインターネット環境への不適切な曝露など社会の刺激を隔絶し、保護された環境下で生活することが必要な場合積極的に利用される。

- ・ 児童心理治療施設：心理的問題により日常生活に支障がある子どもに、医療的・心理的な配慮した生活を基盤とし、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設。
- ・ 児童自立支援施設：不良行為を行ったか、そのおそれがある児童、家庭環境等の環境上の理由により生活指導が必要な児童に必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設。

4. 子どもと家族との適切な距離を模索する社会的養護

前述の通り、社会的養護の利用は、「原家族との適切な距離」をとるための一手段に過ぎない。家族との不適切な養育環境に苦痛を感じつつも、原家族から見捨てられる恐怖感は強く、「自分を犠牲にしても親を支えたい」と訴える子どもも少なくない。子どもに安心して過ごせる環境を提供することで、子どもが家族の意志に左右されない自尊心を身につけ、どのような距離で自分の家族と関わってゆけばよいかを苦悩することに、支援者が寄り添い続けることが重要である。

本来社会的養護はできる限り短期であることが望ましい。子どもの安全が確保されたことに安心し家族調整が停滞する場合もあるが、子どもに「永続的な家庭」を保障する（パーマネンシー保障）を念頭におき、可能な限り家庭復帰支援に尽力するとともに、家庭復帰が困難な場合には、早期に特別養子縁組（夫婦が子どもを引き取り、戸籍上の実の子どもとする養子縁組。実親は戸籍に記載されない）を検討することも重要である。